

守山市特定不妊治療費助成事業 Q&A

質 問	回 答
助成の対象となる治療は、どのようなものですか。	<p>体外受精および顕微授精を受けられた夫婦に治療に要した費用(保険外診療分)の一部を助成します。</p> <p>また、上記の治療と併せて、精巣または精巣上体からの精子採取の手術(精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体精子吸引法(MESA)(以下「男性不妊治療」という。))を受けられた費用(保険外診療分)の一部も助成します。ただし、以前に凍結した胚による胚移植を実施した場合は、対象外となります。</p>
治療を受けている途中で、守山市に転入した場合、助成の対象となりますか。	申請時に夫婦の両方または、一方が守山市に住民登録があることが条件となります。これ以外にも、市税等の滞納がないことが条件となります。
夫婦の住所が異なります(別世帯です)。	夫婦であることを証明する書類(戸籍抄本等)の提出が必要です。
市税等の完納を証明する書類は、どこで発行していますか。	<p>申請する年の1月1日に住民登録のある市町村で発行します。</p> <p>1月～5月に申請する場合は、前年の1月1日に住民登録のある市町村で発行します。</p> <p>※ただし、いずれの場合も、申請する年の1月1日に守山市に住民登録のある方は、書類の提出は不要です。</p>
「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」より先に守山市の助成は受けられますか。	<p>できません。</p> <p>「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けていることが必要です。</p>
守山市の助成額は？	<p>(1) 特定不妊治療のみの場合 特定不妊治療費から「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成額を差し引いた額の2分の1に対して、上限5万円まで助成します。治療方法が「以前に凍結した胚による胚移植を実施した場合」および「採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため中止した場合」については上限2万5千円まで助成します。</p> <p>(2) (1)と男性不妊治療も併せて実施された場合 治療費のうち、<u>男性不妊治療費とそれ以外の特定不妊治療費の額を確認</u>します。 男性不妊治療費から「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」から、男性不妊治療費用助成を受けた額を差し引いた額の2分の1に対して、上限5万円まで助成します。 男性不妊治療費以外の助成額については、(1)を参照してください。(1)と(2)の助成額の合算分を助成します。</p> <p>※計算方法は、裏面をご覧ください。</p>
「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成金額が1回の治療の合計額と同じ場合、守山市の費用助成は受けられますか？	「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」から助成を受けた費用を差し引いた額の2分の1に対して費用助成を行いますので、差額が生じない場合は、費用助成は受けられません。
申請期限はいつまでですか？	「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定日後6か月以内です。

領収書はコピーでもいいですか？	領収書は守山市でも確認させていただくので原本をご持参ください。 「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の申請に該当する領収書をお持ちください。(こちらでコピーをとった後、お返します。)
市税等の範囲は？	市税のほか、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、水道料金下水道使用料、育英奨学金、市営住宅使用料、学校給食費を範囲とします。

< 市助成額の計算方法 >

(1) 特定不妊治療のみの場合

計算方法：{特定不妊治療費(1回分) - 県助成額} × 1/2 = 市助成額

例) 特定不妊治療費(1回分)50万円で県助成額30万円の場合

(50万円 - 30万円) × 1/2 = 10万円 ※上限5万円のため、市助成額は5万円。

※治療方法が「以前に凍結した胚による胚移植を実施した場合」および「採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため中止した場合」については上限2万5千円です。

例) 特定不妊治療費(1回分)25万円で県助成額 10万円の場合

(25万円 - 10万円) × 1/2 = 7万5000円 ※上限2万5千円のため、市助成額は2万5千円。

(2) 男性不妊治療を併せて実施された場合

まず、男性不妊治療費とそれ以外の治療費を確認します。

→「滋賀県不妊に悩む特定治療支援事業受診等証明書」に記載の額で確認できます。

例) 特定不妊治療費80万円(うち、男性不妊治療費30万円)で県の助成額の計が30万円(うち、男性不妊助成分15万円)の場合

内訳) 男性不妊治療費 30万円、県助成額 15万円

男性不妊以外治療費 50万円、県助成額 15万円

計算方法：(男性不妊治療費(1回分)-県助成額県) × 1/2 = 市助成額

(30万円 - 15万円) × 1/2 = 7万5千円 上限5万円のため、助成額は5万円 …①

計算方法：{男性不妊以外治療費(1回分)-滋賀県助成額} × 1/2 = 守山市助成額

(50万円 - 15万円) × 1/2 = 17万5千円 上限5万円のため、助成額は5万円 …②

① + ② = 10万円となり、市助成額は10万円。

お問い合わせ先

守山市健康福祉部すこやか生活課

電話：077-581-0201 FAX:077-581-1628